

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

退任年月日 理事・監事の別 氏名 住所
平成27. 3.31 理事 植松 義則 江別市東野幌720番地の34

目次

告示

○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	11
○土地改良区連合の役員の退任の届出…………… (農業施設管理課)	11
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	11
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	11
○土地収用法による収用又は使用の手續の開始…………… (建設部総務課)	12
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正…………… (調達課)	12

告示

北海道告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年5月7日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成27. 4.20	篠津中央土地改良区
同	深川土地改良区
同 27. 4.21	当別土地改良区
同	中新土地改良区
同	秩父別土地改良区
同	富良野土地改良区
同	安平町土地改良区

北海道告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成27年5月7日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第349号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年5月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 小樽市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡倶知安町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課並びに小樽市役所及び倶知安町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第350号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年5月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保 滝川市（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び滝川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第351号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成27年5月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 2 事業の種類 北海道新幹線新青森・新函館（仮称）間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに排水路付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地 北海道上磯郡木古内町字札苅地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地 北海道上磯郡木古内町字札苅地内
- 4 手続が開始される土地を 木古内町役場
表示する図面の縦覧場所

北海道告示第352号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年5月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項有限会社山長荒井商店の事項の次に次の1事項を加える。
株式会社水野商店 平成27. 5. 7 オホーツク総合振興局売店